

平成23年度 事業計画

1. 区社会福祉協議会の運営

中央区における地域福祉活動のより一層の普及・向上を図るため、事業計画及び一般会計収支予算等を審議・決定する理事会・評議員会を適宜開催するとともに、下記の事業を積極的に推進します。

2. 校区社会福祉協議会の組織及び活動の充実・強化

地域における社会福祉活動の中核である校区社会福祉協議会（校区社協）との緊密な連携のもとに、その組織・活動のより一層の充実・強化を支援するとともに、次の事業を校区社協との協働のもとに推進します。

(1) 組織や活動内容に関する情報交換等を目的とした校区社会福祉協議会会長会を開催するとともに、校区社会福祉協議会の役員を対象にした研修会を実施します。

(2) 校区住民参加により、校区における福祉課題を解決するため、重点目標を定め「学びあう活動」、「ふれあう活動」への積極的な取り組みを支援します。

(3) ふれあいネットワーク活動

高齢者や障がい者等に対する安否確認や日常生活支援のために近隣住民が行う見守り、声かけ等を行う活動を支援するとともに、事業に携わっているボランティア等関係者を対象に研修会を実施します。

(4) ふれあいサロン活動

高齢者や障がい者等と地域のボランティアが、公民館や集会所等でゲームや学習を通して行う仲間づくり、生きがいづくり活動を支援するとともに、事業に携わっているボランティア等関係者を対象に研修会を実施します。

(5) 「校区社協広報紙」発行活動

校区・地域における福祉に関する情報を校区の全住民が共有するため、「校区社協広報紙」の発行を支援します。

(6) その他校区社協活動の充実強化に関すること。

3. ボランティア活動の推進

高齢者や障がい者の日常生活を支援するなど、福祉のまちづくりを進めるためには、多くの市民ボランティアの参加が不可欠です。より多くの市民のボランティア活動への参加を促進するために、次の事業を行います。

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア活動に参加したい人に活動を紹介するとともに、ボランティアの援助を希望する個人・団体に、ボランティアを紹介・斡旋します。

(2) ボランティア養成講座の実施

ボランティア活動をしたい人やボランティア活動について学習を希望する人等を対象に、ボランティア活動の基本や福祉について学ぶ講座を実施します。

(3) 地域ボランティア講座の実施

地域に密着したボランティアの育成及びスキルアップを図るため、校区社協や公民館等と共催して実施します。

(4) 出前ボランティア講座・体験講座の実施

ボランティア活動の推進と高齢者や障がい者等についての理解を広げるため、小・中学校や職場で車いすやアイマスク歩行などの体験学習を実施します。

(5) ボランティア保険受付等

活動中のボランティア自身の事故や賠償責任を補償するボランティア保険の受付と事故発生時の請求手続きなどを行います。

(6) 区ボランティア情報紙 年4回発行

4. 子育て支援の充実

核家族化の進行等により、孤立しがちな子育て家庭を支援するなど、地域における子育て環境の充実を図るため、次の事業を実施します。

(1) ファミリー・サポート・センターの運営

子育てを援助してほしい人（依頼会員）、子育てを応援できる人（提供会員、両方会員）を登録して、依頼会員の要望に応じて、提供会員を紹介・斡旋する地域住民による子育ての相互援助活動を支援します。

また、援助活動の一層の充実を図るために、地域において「交流会」や「あずかりっこ」を開催するとともに、登録会員、特に提供会員の増加に努めるなど、事業のより一層円滑な実施に努めます。

(2) 子育てサロン活動への支援

子育てサロン活動の状況を区社会福祉協議会広報紙「中央ふくし倶楽部」に掲載するなど、活動のより一層の拡充を支援します。

5. ふくし体験ひろばの実施

多くの市民に高齢者や障がい者に対する理解・共感を広げるため、市民が集うイベント会場に、車いす、アイマスク歩行、点字体験コーナーを設置します。

6. 在宅介護者のつどいの開催

在宅介護者が日常の介護を離れて、心身のリフレッシュを図るとともに、在宅介護者同士で在宅介護に関する悩みや体験等に関する意見交換や関係機関による福祉施策に関する情報の提供等を通して介護の負担軽減を支援します。

7. 共育デイキャンプの実施

障がい児と健常児が自然の中で、ゲームやレクリエーション等の交流を通して相互理解を進めるとともに、障がい児の社会参加を進める活動を実施します。

8. レスパイト活動への支援

ボランティアとの交流等を通して、障がい児の社会参加を進めるとともに、障がい児を一時的に預かることで、その家族が用事を済ませたり、家族同士の交流で心身のリフレッシュを図る活動を支援します。

9. 広報活動の推進

福祉のまちづくりへの理解を高めるために、区社協広報紙「中央ふくし倶楽部」を年4回、各8,000部発行し、校区社協等関係団体に配布するとともに、区社協のホームページを開設して、福祉に関する情報の提供に努めます。

10. あんしん生活支援事業

高齢者等が自宅で安心して生活できるようにするため、次の事業を行います。

(1) 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない人々が、できるだけ地域で自立した生活ができるように、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を通して、在宅生活を支援します。

(2) 高齢者賃貸住宅入居支援事業（あんしん居住サービス制度）

一人暮らし等の高齢者が、在宅生活を継続できるように、賃貸住宅に入居する際の支援をするとともに、見守りや住宅退去時のサービスを行います。

(3) ずーっとあんしん安らか事業（新規）

死後に不安を持つ高齢者に対し、預託金を福岡市社会福祉協議会に預けることで、葬儀・死後事務・家財処分等に関するサービスを行います。

11. 生活福祉資金等の貸付事業の受付・相談

(1) 福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金に関する相談・受付業務

ア. 総合支援資金

生計中心者の失業により生計維持が困難となった場合の再就職までの間の生計維持の費用など

イ. 福祉資金

生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費、住宅の補修等に必要な経費、福祉用具の購入に必要な経費、医療費または介護費の支払等の臨時の生活費などの緊急小口資金

ウ. 教育支援資金

高校、大学、専修学校等の授業料及びその入学金等の費用

エ. 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を持つ高齢者世帯が、当該不動産を担保にその住居で住み続ける上で、必要な生活費

(2) 生活保護世帯等一時貸付金の貸付業務

低所得世帯を対象に貸付を行い、自立更生を支援します。

1 2. 賛助会員の加入促進（自主財源の確保）

区の特性を活かした独自の福祉活動を実施するため、社会福祉協議会の活動に対する個人及び企業・団体等の理解・賛同のもとに、賛助会費や寄付金等による自主財源の確保に努めます。

1 3. その他の事業

（1）福祉バスの受付等

老人クラブ、障がい児・者の団体及び母子福祉団体等が利用するバスの受付を行います。

（2）共同募金の受付等

共同募金運動時に、地域で集められた募金の受付を行います。

（3）教育実習生の受け入れ

大学、専門学校等の学生の社会福祉現場実習のための実習生を受け入れます。

（4）車いすの貸出し

短期の車いすの無料貸出しを行います。

（5）低額診療事業

生活困窮者のための無料又は低額診療事業の受付を行います。

（6）その他社会福祉の推進に関する事業

1 4. 平成23年度新規・重点事項

（1）ふれあいサロン活動のより一層の活性化、充実を図るため、福岡県レクレーション協会の協力を得て、下記の日程により講座を開催します。

- 日時 7月13日（水）13：30～15：30
7月20日（水）13：30～15：30
7月27日（水）13：30～15：30
8月 3日（水）13：30～15：30
8月10日（水）13：30～15：30
- 会場 中央市民センター視聴覚室

（2）ふれあいネットワーク活動のより一層の活性化・充実を図るため、ネットワーク活動の見守り対象者に対する防犯ブザーの配布事業を支援します。

- 助成個数：各校区社協からふれあいネットワーク活動の補助金申請時に計上されたネットワークの見守り対象者数